

第 3 期 決 算 公 告

平成20年6月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

連結貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	9,127,750	預 金	109,411,671
コールローン及び買入手形	1,096,258	譲 渡 性 預 金	5,323,841
買 現 先 勘 定	397,907	コールマネー及び売渡手形	1,800,584
債券貸借取引支払保証金	4,874,657	売 現 先 勘 定	3,961,480
買 入 金 銭 債 権	4,529,809	債券貸借取引受入担保金	2,546,715
特 定 取 引 資 産	4,795,728	コマーシャル・ペーパー	357,362
金 銭 の 信 託	290,341	特 定 取 引 負 債	1,220,211
有 価 証 券	33,281,702	借 用 金	2,660,227
投資損失引当金	△ 29,336	外 国 為 替	974,790
貸 出 金	79,363,106	短 期 社 債	44,200
外 国 為 替	1,243,500	社 債	4,862,493
そ の 他 資 産	4,590,922	そ の 他 負 債	3,667,563
有 形 固 定 資 産	1,366,027	賞 与 引 当 金	25,601
建 物	291,883	役 員 賞 与 引 当 金	141
土 地	652,626	退 職 給 付 引 当 金	47,563
建 設 仮 勘 定	6,493	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,035
その他の有形固定資産	415,024	ポ イ ン ト 引 当 金	8,043
無 形 固 定 資 産	622,334	偶 発 損 失 引 当 金	126,649
ソ フ ト ウ ェ ア	272,310	構 造 改 革 損 失 引 当 金	22,865
の れ ん	104,131	特 別 法 上 の 引 当 金	1,901
その他の無形固定資産	245,893	繰 延 税 金 負 債	76,331
繰 延 税 金 資 産	747,152	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	191,788
支 払 承 諾 見 返	10,483,692	支 払 承 諾	10,483,692
貸 倒 引 当 金	△ 979,575	負 債 の 部 合 計	147,816,755
		(純資産の部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,773,290
		利 益 剰 余 金	2,032,903
		株 主 資 本 合 計	5,803,166
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	266,877
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	82,737
		土 地 再 評 価 差 額 金	231,333
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 48,871
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	532,077
		少 数 株 主 持 分	1,649,981
		純 資 産 の 部 合 計	7,985,225
資 産 の 部 合 計	155,801,981	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	155,801,981

連結損益計算書

平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,083,631
資金運用収益	3,311,202
貸出金利息	2,153,811
有価証券利息配当金	650,802
コールローン利息及び買入手形利息	19,613
買入現先利息	13,325
債券貸借取引受入利息	18,442
預け金の利息	208,902
その他の受入利息	246,304
信託報酬	24,470
役員取引等収益	860,102
特定取引収益	217,106
その他の業務収益	278,310
その他の経常収益	392,438
経常費用	4,289,221
資金調達費用	1,592,148
預金利息	808,141
譲渡性預金利息	123,244
コールマネー利息及び売渡手形利息	34,475
売入現先利息	125,191
債券貸借取引支払利息	16,787
コマースナル・ペーパー利息	16,221
借入金利息	69,817
短期社債利息	1,045
社債利息	147,831
その他の支払利息	249,392
役員取引等費用	106,972
その他の業務費用	173,675
営業経費	1,674,515
その他の経常費用	741,909
貸倒引当金繰入額	47,076
その他の経常費用	694,832
経常利益	794,409
特別利益	170,638
固定資産処分益	24,780
償却債権取立益	34,296
子法人等の第三者割当増資に伴う持分変動利益	71,453
子会社株式売却益	16,075
子法人等の合併に伴う持分変動利益	13,050
子会社による事業売却益	10,810
その他の特別利益	169
特別損失	112,341
固定資産処分損失	12,382
減損損失	11,903
金融商品取引責任準備金繰入額	137
子法人等における構造改革損失引当金繰入額	64,049
過年度損益修正損	23,869
税金等調整前当期純利益	852,706
法人税、住民税及び事業税	81,361
還付法人税等	10,830
法人税等調整額	120,412
少数株主利益	70,308
当期純利益	591,452

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 163 社

主要な会社名

株式会社泉州銀行	UnionBanCal Corporation
カブドットコム証券株式会社	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJファクター株式会社	BTMU Capital Corporation
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
三菱UFJニコス株式会社	BTMU Leasing & Finance, Inc.
株式会社日本ビジネスリース	PT. BTMU-BRI Finance

なお、カブドットコム証券株式会社他 8 社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社ディーシーカード他 22 社は、売却、清算、合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成 19 年 4 月 1 日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。

PT UFJ-BRI Finance は、平成 20 年 1 月 28 日付で会社名を PT. BTMU-BRI Finance に変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

ニチエレ株式会社

(子会社又は子法人等としなかった理由)

投資事業を営む連結される子法人等による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的でないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 47社

主要な会社名

株式会社中京銀行	株式会社モビット
株式会社岐阜銀行	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャックス	BTMU Holding (Thailand)Co., Ltd.
東銀リース株式会社	南京国際租賃有限公司
三菱UFJキャピタル株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.

なお、株式会社ジャックス他6社は、追加出資、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。

また、UFJセントラルリース株式会社他9社は、合併等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併して、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更し、平成20年2月6日付で、当行の子法人等、緊密な者による売却等により、関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス	株式会社コンバージョン
株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	S S I 株式会社
株式会社パスト	N B A 株式会社
ファルマフロンティア株式会社	

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

5月末日	2社
10月末日	1社
12月末日	100社
1月24日	8社
1月末日	1社
2月末日	1社
3月末日	50社

(2) 5月末日を決算日とする連結される子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。10月末日を決算日とする連結される子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(追加情報)

当行は、平成19年6月28日に三菱東京日聯銀行(中国)有限公司を設立し、当行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。同社は12月末日を決算日とする連結される子会社であります。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

UnionBanCal Corporation、三菱UFJニコス株式会社及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却については、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）及び（2）（イ）と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

動 産： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,326百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。

なお、当行及び一部の連結される子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は 4,713 百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これにより営業経費は 2,012 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額それぞれ減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（3 年～10 年）に対応して定額法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 659,050 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、当該支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 9 月 28 日内閣府令第 76 号）による「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式の改正が行われ、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、区分して表示しております。

なお、当行の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、従来、「その他負債」に含めて計上しており、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は 945 百万円であります。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーIC カード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(表示方法の変更)

当行の連結される子会社及び子法人等のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しており、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は5,174百万円であります。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(14) 構造改革損失引当金の計上基準

構造改革損失引当金は、当行の連結される子法人等における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,901百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(16) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第 24 号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成 14 年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第 15 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 2 月 15 日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成 15 年度から最長 14 年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 24,777 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 39,189 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(19) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)

当行の連結される子法人等である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により経常利益は1,085百万円増加し、税金等調整前当期純利益は4,174百万円減少しております。

表示方法の変更

(金融商品取引責任準備金繰入額)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金繰入額」及び「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く） 106,708 百万円
上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額 7,501 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に 307,050 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 1,227,177 百万円、再貸付に供している有価証券は 62,653 百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは 11,785,351 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 37,858 百万円、延滞債権額は 684,426 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 15,816 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 441,633 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,179,735 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 981,903 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,124 百万円
有価証券	1,191,568 百万円
貸出金	86,330 百万円
その他資産	34 百万円
有形固定資産	1,142 百万円
無形固定資産	764 百万円

担保資産に対応する債務

預金	378,720 百万円
コールマネー及び売渡手形	610,900 百万円
コマースヤル・ペーパー	25,000 百万円
借入金	121,260 百万円
支払承諾	2,124 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 113,293 百万円、買入金銭債権 568,156 百万円、有価証券 2,633,225 百万円、貸出金 6,008,650 百万円及びその他資産 5,707 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 1,065,945 百万円、有価証券は 5,894,235 百万円であり、対応する売現先勘定は 3,937,974 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,897,372 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 7,927 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,208,030 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 1,192,096 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 84,051 百万円
13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	
有形固定資産	152,893 百万円
無形固定資産	134,510 百万円
合計	287,403 百万円

(2) 減価償却累計額相当額	
有形固定資産	78,087 百万円
無形固定資産	76,946 百万円
合計	155,034 百万円

(3) 減損損失累計額相当額	
有形固定資産	301 百万円
無形固定資産	37 百万円
合計	338 百万円

(4) 年度末残高相当額	
有形固定資産	74,504 百万円
無形固定資産	57,526 百万円
合計	132,031 百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

(5) 未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	44,580 百万円
1年超	90,010 百万円
合計	134,590 百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

(6) リース資産減損勘定の年度末残高	
	203 百万円

(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	51,401 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	135 百万円
減価償却費相当額	50,078 百万円
支払利息相当額	1,180 百万円
減損損失	338 百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

(9) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 924,000 百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債 2,896,680 百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,078,608 百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 587 円 12 銭

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 99 百万円

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,440,286 百万円
年金資産（時価）	1,802,860
未積立退職給付債務	362,573
未認識数理計算上の差異	△ 11,821
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 37,993
連結貸借対照表計上額の純額	312,758
前払年金費用	360,321
退職給付引当金	△ 47,563

20. 当連結会計年度末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 11.20% であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、リース業を営む連結される子会社及び子法人等に係る受取リース料 152,639 百万円及び株式等売却益 145,849 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 250,115 百万円、株式等償却 155,305 百万円及びリース業を営む連結される子会社及び子法人等に係るリース原価 132,564 百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、偶発損失引当金戻入益であります。
4. 「過年度損益修正損」は、平成 18 年 1 月 1 日付での U F J 銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去であります。
5. 「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。

なお、前連結会計年度の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は 2,951 百万円であります。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 6. 1 株当たり当期純利益金額 | 56 円 93 銭 |
| 7. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | 56 円 79 銭 |

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,427,239	1,364

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,825,242	1,826,214	972	2,967	1,995
その他	135,170	136,209	1,039	1,259	220
外国債券	19,325	20,365	1,039	1,259	220
その他	115,844	115,844	△0	-	0
合計	1,960,412	1,962,424	2,011	4,227	2,216

(注) 1 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,741,630	4,571,886	830,256	1,154,427	324,170
債券	14,281,673	14,248,476	△33,196	56,982	90,179
国債	12,740,108	12,693,839	△46,268	42,342	88,610
地方債	188,400	192,088	3,688	3,848	160
社債	1,353,164	1,362,548	9,383	10,792	1,408
その他	11,325,189	11,039,790	△285,398	166,810	452,208
外国株式	86,176	182,420	96,243	96,243	-
外国債券	6,620,568	6,602,232	△18,335	47,066	65,402
その他	4,618,443	4,255,136	△363,307	23,499	386,806
合計	29,348,492	29,860,154	511,661	1,378,220	866,558

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 3 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより13,961百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は525,623百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,327百万円を加えた536,950百万円から繰延税金負債252,746百万円を控除した額284,204百万円のうち、少数株主持分相当額7,966百万円を控除した額に、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額9,955百万円を控除した額266,282百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
- 4 当行及び国内の連結される子会社及び子法人等は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	42,131,495	257,526	104,490

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（2.を除く）（平成20年3月31日現在）

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
外国債券	12,886
その他有価証券	
国内株式	341,558
社債	3,433,556
外国株式	69,814
外国債券	243,430

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,382,855	5,056,555	3,856,608	2,215,686
国債	7,673,452	2,276,462	2,897,123	1,672,043
地方債	5,253	84,685	104,363	3,440
社債	704,149	2,695,406	855,121	540,202
その他	683,357	2,554,994	1,849,647	5,312,420
外国債券	475,665	2,272,595	682,990	2,728,761
その他	207,691	282,399	1,166,656	2,583,658
合計	9,066,212	7,611,549	5,706,256	7,528,106

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	72,389	△9,671

2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	216,950	217,951	1,001	1,091	89

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 なお、上記の評価差額から繰延税金負債406百万円を控除した額595百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結される子法人等 (カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) (注) 3	同社取締役 1 名 同社従業員 36 名	同社取締役 1 名 同社監査役 1 名 同社従業員 4 名	同社取締役 1 名 同社執行役 1 名 同社従業員 31 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	同社普通株式 12,861 株	同社普通株式 1,854 株	同社普通株式 4,314 株
付与日	平成 15 年 12 月 31 日	平成 16 年 4 月 30 日	平成 18 年 3 月 31 日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 18 年 5 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成 16 年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役 1 名は、平成 16 年 6 月 22 日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	3,753
付与	—	—	—
失効	—	—	111
権利確定	—	—	3,642
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,185	846	—
権利確定	—	—	3,642
権利行使	3,375	333	—
失効	27	—	—
未行使残	783	513	3,642

② 単価情報

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価 (円) (注) 1	117,000	135,486	—
付与日における公正な評価 単価(注) 2	—	—	—

(注) 1 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

1. 当行の連結される子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当行の連結される子法人等である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 結合企業

名称	UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(ロ) 被結合企業

名称	株式会社ディーシーカード
事業の内容	クレジットカード業

② 企業結合日

平成19年4月1日

③ 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 発生したのれんの金額 | 3,244百万円 |
| ② 発生原因 | 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。 |
| ③ 償却方法及び償却期間 | 20年間で均等償却 |
| ④ 持分変動利益の金額 | 13,050百万円 |

2. 当行は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当行の持分法適用の関連法人等であるカブドットコム証券株式会社(以下「カブドットコム証券」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年11月21日から平成19年12月19日まで実施し、同社の株式100,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当行の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.45%となりました。

また、本公開買付けに先立ち、平成19年11月14日付で、当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という）、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJニコス株式会社の各社と株式売買契約を締結し、各社が保有するすべてのカブドットコム証券の株式（端株を除く）を、相対取引によって、同年11月13日の株式会社東京証券取引所市場第1部におけるカブドットコム証券株式の終値である1株当たり144,000円で取得いたしました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当行の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めていること等により、カブドットコム証券は当行の連結される子法人等となりました。

なお、本公開買付けにより、カブドットコム証券は銀行法上の認可を要するMUFGの銀行法上の子会社となりましたが、当該認可については、平成19年11月14日にMUFGが取得しております。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

① 被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社		
② 事業の内容	証券業		
③ 規模	資本金	7,196百万円	(平成19年9月30日現在)
	総資産	460,001百万円	(平成19年9月30日現在)
	従業員数	83名	(平成19年9月30日現在)

④ 企業結合を行った主な理由

オンライン証券の重要性・将来性の高まりと、グループ一体となったコンプライアンス・内部管理体制の一層の充実の必要性といった環境の変化を踏まえ、MUFGグループがカブドットコム証券の総株主の議決権の過半数を確保し、両者の関係と協力体制をより強固なものとするにより、カブドットコム証券に対するガバナンスを一層強化することでグループ一体となった適切な業務推進体制を確立するとともに、MUFGとカブドットコム証券の営業基盤を相互に活用し、インターネットを通じた資産運用ニーズへの対応を中心とするMUFGグループのシナジー拡大を図る必要があると判断したため。また、カブドットコム証券の筆頭株主であり、かつ業務上最も緊密な協力関係にある当行が、カブドットコム証券株式を追加で取得することがグループ戦略上望ましいと判断したため。

⑤ 企業結合日 平成19年12月27日

⑥ 企業結合の法的形式 株式取得

⑦ 取得した議決権比率 13.75%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 23,447百万円

(内訳)

株式取得代価 23,366百万円

取得に直接要した支出額 81百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん金額 29,841 百万円
- ② 発生原因 被取得企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による。
- ③ 償却方法及び償却期間 20 年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

① 資産の額	資産合計	460,001 百万円
	うち預託金	234,294 百万円
	うち信用取引資産	144,077 百万円
② 負債の額	負債合計	422,931 百万円
	うち受入保証金	124,192 百万円
	うち信用取引負債	85,127 百万円

(事業分離等関係)

当行の連結される子会社である Union Bank of California N.A. (以下「UBOC」という)は、平成 19 年 11 月 29 日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Inc と売買契約を締結し、同年 12 月 31 日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Prudential Financial, Inc の子会社である Prudential Retirement

(2) 分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

(3) 事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

(4) 事業分離日

平成 19 年 12 月 31 日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益 10,810 百万円

(内訳)

事業譲渡対価 11,516 百万円

無形固定資産 706 百万円

子会社による事業売却益 10,810 百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料 239 百万円を差引いております。

3. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	6,037	百万円
経常費用	5,984	百万円
経常利益	52	百万円

(重要な後発事象)

1. 優先証券の償還

当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結される子会社であるTokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行した以下の優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。

(1) 償還する優先証券の概要

発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
発行総額	10億米ドル（1券面当たり発行価額1,000米ドル）
払込日	平成10年3月26日
償還対象総額	10億米ドル
償還金額	1券面当たり1,000米ドル

(2) 償還予定日

平成20年6月30日

(3) その他

当行は、平成20年6月23日の取締役会において、平成21年3月末を目処に、Tokai Preferred Capital Company L.L.C.の清算手続をすすめていくことを決議いたしました。

2. 連結される子法人等の株式交換

当行の連結される子法人等でクレジットカード業を営む三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という）との間で、平成19年9月20日締結の基本合意書に基づき、平成20年5月28日開催の両社の取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換契約は、三菱UFJニコスにおいては平成20年6月27日開催の定時株主総会および各種類株主総会において承認されております。なお、MUFGにおいては、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を得ることなく行われます。

株式交換の目的、方法および内容、効力発生日につきましては、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の目的

平成 19 年 9 月 20 日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資 1,200 億円をMUFGが引き受けること、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGと当該株式交換契約を締結いたしました。

(2) 株式交換の方法及び内容

① 株式交換の方法

MUFGは、会社法第 767 条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主（MUFGを除く。以下同じ）が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFGの普通株式を割当交付します。

② 株式交換の内容

a 株式の種類及び交換比率

会社名	MUFG (株式交換完全親会社)		三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)	
	普通株式	第1種株式	普通株式	第1種株式
株式の種類	普通株式	第1種株式	普通株式	第1種株式
株式交換比率	1	1.39	0.37	1.39

三菱UFJニコスの普通株式 1 株につきMUFGの普通株式 0.37 株、三菱UFJニコスの第1種株式 1 株につきMUFGの普通株式 1.39 株が、それぞれ三菱UFJニコスの株主に交付されます。

b 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUFGは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両者間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本交換比率を決定いたしました。

(3) 株式交換の効力発生日

平成 20 年 8 月 1 日（予定）

3. 子会社の経営統合に関する基本合意

当行の連結される子会社である株式会社泉州銀行は、平成 20 年 2 月 22 日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議いたしました。

なお、平成 20 年 5 月 30 日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結いたしました。

(追加情報)

当行の連結される子会社である三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）、及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という）は、平成19年9月20日開催の各取締役会において、三菱UFJニコスが行う第三者割当増資をMUFGが全額引き受けることを決議し、平成19年11月6日に実施いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(第三者割当増資の概要)

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 募集又は割当方法 | 第三者割当 |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 400,000,000株 |
| 発行価額 | 1株につき300円 |
| 発行価額の総額 | 1,200億円 |
| 資本組入額 | 増加する資本金の額 600億円
増加する資本準備金の額 600億円 |
| (3) 申込時期 | 平成19年11月6日 |
| (4) 払込期日 | 平成19年11月6日 |
| (5) 取引の目的を含む取引の概要 | |

三菱UFJニコス及びMUFGは以下の4点を目的に、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資についてMUFGが全額を引き受けること、また、別途合意予定の株式交換契約に定めるところに従い、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針に関し基本合意し、平成19年11月6日、第三者割当増資を実施いたしました。

- ① 三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする
- ② 三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること
- ③ 銀行・信託・証券とならぶ、MUFGグループ中核事業体としての三菱UFJニコスの位置づけを明確化すること
- ④ 三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として、一層強化、育成すること

なお、平成20年5月28日開催の各取締役会の決議を受け、MUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

- (6) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下により当行の連結財務諸表上、持分変動利益が71,453百万円計上されております。
- (7) 本第三者割当増資に伴う当行持分比率の低下等により、三菱UFJニコスは当行の連結される子法人等に異動しております。

第 3 期 決 算 公 告

平成20年6月30日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

貸借対照表(平成20年 3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	9,004,369	預 金	101,861,554
現 預 け	1,131,121	当 座 預 金	6,903,027
コ ー ル 口	7,873,247	普 通 預 金	47,181,779
買 入 先 勤 定 金	656,874	貯 蓄 預 金	1,186,104
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	283,826	通 知 預 金	1,616,020
買 入 手 形 債 権	4,874,657	定 期 預 金	39,087,066
買 入 金 銭 債 権	226,200	定 期 積 立 預 金	75
特 定 取 引 債 権	3,602,885	そ の 他 の 預 金	5,887,481
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	4,785,724	譲 渡 性 預 金	5,420,058
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	520,986	コ ー ル マ ネ	1,528,706
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	2,730	売 現 先 勤 定 金	3,832,129
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	27,296	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	2,487,240
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	165	特 定 取 引 負 債	1,171,412
特 定 金 融 派 生 商 品	1,306,817	商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	236
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	2,927,727	特 定 取 引 売 付 債 券	11,917
金 銭 の 信 託 債 権	77,137	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	283
有 価 証 券 債 権	33,191,095	特 定 金 融 派 生 商 品	1,158,975
国 債 債 権	14,304,307	借 借 用 金	4,115,106
地 方 債 債 権	177,396	外 国 入 為 替 預 り	4,115,106
社 債 債 権	4,714,547	外 国 他 店 預 金	991,260
株 主 債 債 権	5,660,298	外 国 他 店 預 金	862,130
そ の 他 の 証 券 債 権	8,334,544	外 国 他 店 預 金	17,941
投 資 損 失 引 当 金	△ 85,776	未 決 払 外 国 為 替 替 債	6,126
割 引 形 手 貸 貸 貸	70,397,804	未 決 払 外 国 為 替 替 債	105,063
手 証 書 座 為 替 替 債	312,447	短 社 所 他 負 債	42,200
外 国 他 店 預 け 貸 替 替 債	4,685,248	未 決 済 為 替 借 借 等	3,066,197
外 国 他 店 預 け 貸 替 替 債	55,087,430	未 決 払 法 人 税 費 用 益	1,882,799
外 国 他 店 預 け 貸 替 替 債	10,312,677	未 決 払 法 人 税 費 用 益	6,769
そ の 他 の 資 産	1,224,907	未 前 給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	10,568
未 前 決 済 為 替 費 用 益	137,318	未 前 給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	240,350
未 前 決 済 為 替 費 用 益	130,537	給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	50,218
未 前 決 済 為 替 費 用 益	687,405	給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	12
未 前 決 済 為 替 費 用 益	269,646	給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	96,643
未 前 決 済 為 替 費 用 益	3,184,526	給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	953,863
未 前 決 済 為 替 費 用 益	83,143	給 付 補 填 備 債 品 生 負 債	524,373
未 前 決 済 為 替 費 用 益	3,649	賞 与 引 当 金	16,969
未 前 決 済 為 替 費 用 益	310,590	役 員 賞 与 引 当 金	140
未 前 決 済 為 替 費 用 益	5,884	退 職 給 付 引 当 金	10,232
未 前 決 済 為 替 費 用 益	2,675	ポ ー ト フ ォ 偶 発 特 別 法 上 の 引 当 金	403
未 前 決 済 為 替 費 用 益	1,652,111	再 評 価 に 係 る 繰 上 の 引 当 金	75,514
未 前 決 済 為 替 費 用 益	1,126,471	再 評 価 に 係 る 繰 上 の 引 当 金	31
有 形 固 定 資 産	959,984	再 評 価 に 係 る 繰 上 の 引 当 金	31
建 設 仮 勘 定 資 産	244,200	再 評 価 に 係 る 繰 上 の 引 当 金	191,788
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	613,654	支 払 承 諾 債 権	6,867,725
無 形 固 定 資 産	3,880	負 債 の 部 合 計	133,561,471
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	98,249	(純 資 産 の 部)	
繰 上 延 税 引 当 金	356,365	資 本 剰 余 金	996,973
繰 上 延 税 引 当 金	182,661	資 本 剰 余 金	2,773,290
繰 上 延 税 引 当 金	173,704	資 本 準 備 金	2,773,290
繰 上 延 税 引 当 金	693,629	利 益 剰 余 金	1,728,082
繰 上 延 税 引 当 金	6,867,725	利 益 準 備 金	190,044
繰 上 延 税 引 当 金	640,596	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,538,037
繰 上 延 税 引 当 金		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
繰 上 延 税 引 当 金		別 途 積 立 金	718,196
繰 上 延 税 引 当 金		繰 上 延 税 引 当 金	817,408
繰 上 延 税 引 当 金		株 主 資 本 合 計	5,498,345
繰 上 延 税 引 当 金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	289,078
繰 上 延 税 引 当 金		繰 上 延 税 引 当 金	81,114
繰 上 延 税 引 当 金		土 地 再 評 価 差 額 金	231,333
繰 上 延 税 引 当 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	601,526
繰 上 延 税 引 当 金		純 資 産 の 部 合 計	6,099,871
資 産 の 部 合 計	139,661,343	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	139,661,343

損益計算書

〔平成19年 4月 1日から
平成20年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	3,810,444
資	金 運 用 収 益	2,680,964
	貸 出 金 利 息	1,568,346
	有 価 証 券 利 息 配 当	629,512
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	12,444
	買 現 先 利 息	9,417
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	18,391
	買 入 手 形 利 息	52
	預 け 金 利 息	217,135
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	1,125
役	所 の 他 の 受 取 引 等 収 入 利 息	224,539
	受 入 為 替 手 数 料	510,702
	所 の 他 の 役 務 収 入	170,885
特	定 取 引 収 入	339,816
	商 品 有 価 証 券 収 入	219,199
	特 定 取 引 収 入	6,100
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 入	3,954
	そ の 他 の 特 定 取 引 収 入	188,024
そ	の 他 の 業 務 収 入	21,119
	外 国 為 替 売 買 益	245,685
	所 の 債 等 債 券 売 却 益	125,136
	そ の 他 の 業 務 収 入	109,343
そ	の 他 の 経 常 収 入	11,205
	株 式 等 売 却 益	153,891
	金 銭 の 信 託 運 用 益	106,917
そ	の 他 の 経 常 収 入	10,008
		36,965
経	常 費 用	3,243,157
資	金 調 達 費	1,446,494
	預 金 性 預 金 利 息	694,231
	譲 渡 コ ー ル マ ネ ー 利 息	97,583
	売 現 先 利 息	28,866
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	120,899
	借 用 金 利 息	16,310
	短 期 社 債 利 息	169,852
	社 の 他 の 債 利 息	1,045
	そ の 他 の 引 支 払 利 息	72,711
役	務 取 為 替 手 数 料	244,992
	支 払 引 等 費 用	128,197
	所 の 他 の 業 務 費 用	34,912
そ	の 他 の 業 務 費 用	93,284
	国 債 等 債 券 売 却 損	156,008
	国 債 等 債 券 償 却 損	37,699
	社 債 等 債 券 償 却 損	12,731
	金 融 派 生 商 品 費 用	1,489
	そ の 他 の 業 務 費 用	23,374
営	所 の 他 の 経 常 費 用	80,713
	貸 出 金 償 却 費	1,139,407
	株 式 等 売 却 損	373,049
	株 式 等 債 償 却 損	163,173
	そ の 他 の 経 常 費 用	11,209
		152,846
経	常 利 益	45,820
		567,287

(単位:百万円)

科 目		金 額	
特	別 利 益		160,635
	固 定 資 産 処 分 益	23,798	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	60,979	
	償 却 債 権 取 立 益	30,685	
	そ の 他 の 特 別 利 益	45,172	
特	別 損 失		40,868
	固 定 資 産 処 分 損 失	11,705	
	減 価 償 却 損 失	5,294	
	そ の 他 の 特 別 損 失	23,869	
税 法 還 法 当	引 前 当 期 純 利 益 及 び 事 業 税 等 額		687,054
	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等 額		23,917
	法 人 税 等 額		9,107
	当 期 純 利 益		121,258
			550,985

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	2年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当期より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は10,128百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。

なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間期においては従来の方法によっており、当期との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間期は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額多く計上されております。

(追加情報)

当期より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産のうち建物（建物附属設備を除く）以外については、償却可能限度額に達した事業年度の翌期以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これにより、営業経費は 1,858 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額それぞれ減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3 年～10 年）に対応して定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 484,411 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、金融先物取引法第81条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当期から金融商品取引責任準備金として計上しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱い

による包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,777百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は39,189百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(平成 18 年 8 月 11 日 企業会計基準委員会)及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(平成 12 年 1 月 31 日 日本公認会計士協会)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（親会社株式を除く） 1,453,899 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に 307,050 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 1,215,700 百万円、再貸付に供している有価証券は 62,653 百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは 11,682,548 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 36,744 百万円、延滞債権額は 530,283 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 12,911 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 333,400 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 913,340 百万円です。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 964,681 百万円です。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2,124 百万円
有価証券	595,390 百万円
貸出金	39,991 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	590,000 百万円
借入金	37,974 百万円
支払承諾	2,124 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 110,493 百万円、買入金銭 債
権 556,741 百万円、有価証券 2,527,352 百万円及び貸出金 6,039,434 百万円を差し入れております。また、 売

現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,065,945百万円、有価証券は5,715,700百万円であり、対応する売現先勘定は3,830,300百万円、債券貸借取引受入担保金は1,854,635百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は7,927百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,570,434百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規程により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した 価額」に奥行き価格補正及び時点修正等を行って算定。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 682,188 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 83,778 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,634,787 百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債 1,241,208 百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,034,550百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 564円23銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 99百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価格相当額

有形固定資産	127,714 百万円
無形固定資産	132,247 百万円
合計	259,962 百万円

2. 減価償却累計額相当額

有形固定資産	66,272 百万円
無形固定資産	75,750 百万円
合計	142,023 百万円

3. 期末残高相当額

有形固定資産	61,441 百万円
無形固定資産	56,496 百万円
合計	117,938 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

4. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	38,853 百万円
1年超	81,306 百万円
合計	120,159 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	45,037 百万円
減価償却費相当額	43,714 百万円
支払利息相当額	1,180 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 親会社株式の金額 0 百万円

20. 関係会社に対する金銭債権総額 2,673,955 百万円

21. 関係会社に対する金銭債務総額 4,012,650 百万円

22. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっております。なお、当期は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の額を超えているため、計上しておりません。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株式を有する株主に対しては、次の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第二種優先株式	1 株につき 60 円
第一回第三種優先株式	1 株につき 15 円 90 銭

第一回第四種優先株式	1株につき18円60銭
第一回第五種優先株式	1株につき19円40銭
第一回第六種優先株式	1株につき210円90銭（ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき80円68銭）

23. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,221,772 百万円
年金資産（時価）	1,569,065
未積立退職給付債務	347,292
未認識数理計算上の差異	△ 34,603
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 36,338
貸借対照表計上額の純額	276,349
前払年金費用	286,582
退職給付引当金	△ 10,232

当期の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	23,958 百万円
利息費用	27,969
期待運用収益	△ 41,218
過去勤務債務の費用処理額	△ 6,186
数理計算上の差異の費用処理額	△ 12,589
その他（臨時に支払った割増退職金等）	7,611
退職給付費用	△ 455

24. 当期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は11.44%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	97,434 百万円
役務取引等に係る収益総額	25,661 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,597 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	140,777 百万円
役務取引等に係る費用総額	33,336 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,834 百万円
その他の取引に係る費用総額	150,526 百万円

2. 「その他の特別利益」には、子会社に係る投資損失引当金戻入益 18,787 百万円及び子会社株式売却益 18,820 百万円が含まれております。

3. 「その他の特別損失」は、過年度損益修正損（平成 18 年 1 月 1 日付での UFJ 銀行との合併に伴う受入資産に係る修正消去）であります。

4. 「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「還付法人税等」は、金額の重要性が増したため、当期から区分して表示しております。

なお、前期の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「還付法人税等」は 2,611 百万円であります。

5. 1 株当たり当期純利益金額	53 円 09 銭
6. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	52 円 95 銭

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等 該当ありません。
- (2) 子会社・子法人等及び関連法人等 該当ありません。
- (3) 兄弟会社等 該当ありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	石原 邦夫	なし	当行取締役	資金の貸付(注)1	—	貸出金	57
				資金の貸付(注)2	—	貸出金	10
役員	中川 徹也	なし	当行監査役	資金の貸付(注)3	—	貸出金	25

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 25 年、1 ヶ月毎元利均等返済であります。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 3 年、期限一括返済であります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 19 年 6 ヶ月、1 ヶ月毎元金均等返済であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3,476,010	1,365

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,770,633	1,772,789	2,155	2,244	89
その他	117,818	117,818	0	0	—
外国債券	2,003	2,004	0	0	—
その他	115,814	115,814	—	—	—
合計	1,888,451	1,890,607	2,156	2,245	89

(注) 1 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	515,809	755,849	240,040
関連法人等株式	48,659	39,516	△9,143
合計	564,468	795,365	230,897

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,707,963	4,521,397	813,434	1,135,669	322,235
債券	14,065,953	14,032,208	△33,744	54,403	88,148
国債	12,580,399	12,533,674	△46,725	39,971	86,697
地方債	168,136	171,741	3,605	3,755	150
社債	1,317,417	1,326,793	9,375	10,675	1,300
その他	10,089,415	9,831,097	△258,318	159,184	417,503
外国株式	85,163	181,288	96,125	96,125	—
外国債券	5,668,116	5,650,087	△18,028	40,262	58,291
その他	4,336,136	3,999,720	△336,415	22,796	359,211
合計	27,863,332	28,384,703	521,370	1,349,257	827,886

(注) 1 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 13,961 百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は 535,332 百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 11,241 百万円を加えた 546,573 百万円から繰延税金負債 258,009 百万円を控除した額 288,564 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
- 4 市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当期末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

5. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	41,873,597	215,975	99,711

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（2. 及び3. を除く）（平成20年3月31日現在）

内容	貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 外国債券	9,461
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	862,316
関連法人等株式	27,113
その他有価証券 国内株式	316,904
社債	3,387,754
外国債券	219,778

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,354,643	4,949,482	3,751,219	2,140,905
国債	7,666,459	2,236,554	2,804,031	1,597,262
地方債	1,934	69,182	102,839	3,440
社債	686,249	2,643,745	844,349	540,202
その他	628,813	2,324,552	1,455,500	4,761,405
合計	8,983,457	7,274,034	5,206,720	6,902,311

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	72,389	△9,671

2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	3,883	4,748	864	954	89

(注) 1 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 なお、上記の評価差額から繰延税金負債350百万円を控除した額514百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	672,173	百万円
貸倒引当金	365,435	
有価証券評価損	233,854	
退職給付引当金	77,551	
その他	<u>503,474</u>	
繰延税金資産小計	1,852,488	
評価性引当額	<u>△ 543,773</u>	
繰延税金資産合計	1,308,714	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	333,691	
合併時 ¹ 有価証券時価引継	128,740	
退職給付信託設定益	66,789	
その他	<u>85,864</u>	
繰延税金負債合計	615,085	
繰延税金資産の純額	<u>693,629</u>	百万円

(重要な後発事象)

当行は、平成 20 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当行の連結される子会社である Tokai Preferred Capital Company L.L.C. の発行した優先証券 1,000 百万米ドルが平成 20 年 6 月 30 日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入 1,125 百万米ドルを平成 20 年 6 月 30 日付で返済することについて決議いたしました。